

【別表十六(七)の記載内容】

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	28・1・1 28・12・31	法人名	株式会社 国税商事
御注意 この表は、資産の区別に従って、この表に御使用する場合に当期の月	資	種	類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品
	産	構	造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器
	区	細	目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器

別表十六(七) 平二十八・四・

＜記載の手引の掲載内容(概略)＞ ⑬

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」

「区分番号」欄：「00277」 ⑭

「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 630,000 円

法 0301-1607

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第一

平成29年2月28日

① 麹町 税務署長殿

自平成 28 年 01 月 01 日
至平成 28 年 12 月 31 日

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区大手町1-1-1
電話(03) 1234-5678

(フリガナ) カブシキシャ コクセイショウ

法人名 ③ 株式会社 国税商事

法人番号 ④ 8700110005901

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑧ 100000000

所得金額又は欠損金額 ⑥ 50000000

整理番号 ⑨ 00456789

提出枚数 01 枚 うち 01 枚

事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

提出年月日 平成 年 月 日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 42 条の3の2第1項第1号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 67 条の5第1項	⑭ 00277	⑮ 630000

（参考）区分番号「00440」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成28年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に記載してください。

＜記載例＞

租税特別措置法の条項
平成28年旧措置法 第42条の12の2第1項第号

○ 「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一(一)等の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

【所管】 6【業種目】 3500【概況書】 00【要否】	
※確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。	
100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎 殿	別表一(一) 青色申告用 整理番号 00456789 上記の番号は、貴法人の整理番号です。 税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。
<< 申 告 の お 知 ら せ >> 趣 町 税 務 署 長	
平成28年 1月 1日 平成28年12月31日 事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について	

- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一(一)等の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
 - (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。

(注) 外国法人は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度以降は別表一の三を使用する必要がありますが、その際、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、同表の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。

 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を了した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<入力例>

別表一(一)次葉…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)……中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一(一)の入力画面】

平成 29 年 2 月 28 日 税務署長殿

事業種目 医薬品卸売業

納税地 東京都千代田区大手町 1-1-1

電話 (03) 1234 - 5678

法人名 株式会社 国税商事

代表者 国税 太郎

代表者住所 東京都千代田区大手町 1-1-2

事業年度 平成 28 年 1 月 1 日 事業年度分の法人税確定申告書

課税事業年度分の地方法人税確定申告書

平成 28 年 12 月 31 日

この申告書による法人税

所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」) 1 ① 50,000,000

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。

【別表一(一)次葉の入力画面】

事業 平成 28・1・1 法人名 株式会社 国税商事

年度等 平成 28・12・31

法人税額の計算

中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円×12 相当額はうち少ない金額	48	8,000,000	(48)の15%相当額	52	1,200,000
	(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (48)	49	42,000,000	(49)の23.9%又は23.4%相当額	53	9,828,000
所得 (48)						11,028,000

<記載の手引の掲載内容(概略)> ②

「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の3の2第1項第1号」

「区分番号」欄: 「00380」 ③

「適用額」欄: 「48」欄の金額

【別表十六(七)の入力画面】

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平成 28・1・1	法人名	株式会社 国税商事
事業年度	平成 28・12・31		()

御注意 この表は、この場合に御使用する場合に当期のコードを記載する。

資産の種類	区	目	1	2	3	4	5
種			器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品		
構			事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器		
細			電子計算機	複写機	その他の事務機器		

⑤ <記載の手引の掲載内容(概略)>

「租税特別措置法の条項」欄 「第67条の5第1項」

「区分番号」欄 「00277」 ⑥

「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑦ 630,000 円

法 0301-1807

【適用額明細書の入力画面】

様式第一

平成 29 年 2 月 28 日 自 平成 28 年 1 月 1 日 事業年度分の適用額明細書
 麹町 税務署長殿 至 平成 28 年 12 月 31 日 (○当初提出分・○再提出分)

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	整理番号	
	電話(03) 1234 - 5678	提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
(フリガナ)	カブシキガイシャ コウセイショウワ	事業種目	医薬品卸売業 業種番号 35
法人名	株式会社 国税商事	提出年月日	年 月 日
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	100,000,000 円	※税務署 税理欄	
所得金額又は 欠損金額	① 50,000,000 円		

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するので

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第42 条の3の2 第1 項 第1 号	③ 00380	④ 8,000,000 円
⑤ 第67 条の5 第1 項 第 号	⑥ 00277	⑦ 630,000

(参考) 区分番号「00440」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成28年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に入力してください。

＜記載例＞

租 税 特 別 措 置 法 の 条 項
平成28年旧措置法 第 42 条 の12の2 第 1 項 第 号

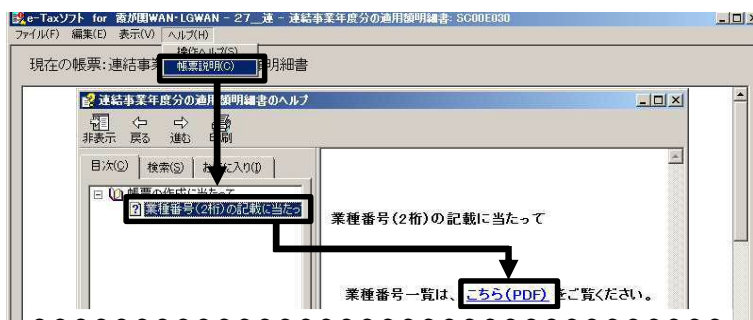
○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
 - (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
 - (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください（「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。）。
- (参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- 「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234	別表一(一)青色申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	←
東京都千代田区大手町1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	
殿	
麴町 税務署長	
平成28年01月01日	事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について
平成28年12月31日	
貴法人の法人税の確定申告書及び地方法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限	

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



- (4) 外国法人は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度以降は別表一の三を使用する必要がありますが、その際、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、同表の「1」欄及び「12」欄の合計額を入力してください。

3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
食料品製造業	水産食料品	01	皮革・同製品製造業	皮革製品	16		
	調味料		窯業、土石製品、製造業	ガラス・同製品	17		
	精穀、製粉			セメント・同製品			
	砂糖			建設用粘土製品、耐火物			
	菓子			陶磁器・同関連製品			
	パン類			その他の窯業・土石製品			
	清涼飲料		鉄鋼業	鉄鋼	18		
	酒類			銑鉄铸件			
	畜産食料品		非鉄金属製造業	非鉄金属	19		
	その他の食料品		金属製品製造業	構築用金属製品	20		
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	金属打抜き・プレス加工					
	紡績	被覆、彫刻、その他の金属表面処理					
	ねん糸	くぎ、ボルト、ナット、線材製品					
織物業	綿・スフ織物	03		機械製造業		その他の金属製品	21
	絹・人絹織物		金属加工機械				
	毛織物		繊維機械				
	その他の織物		農業用機械				
ニット製造業	ニット	04	建設機械				
染色整理業	染色整理	05	産業用機械				
その他の繊維工業		06	事務用・サービス用・民生用機械器具				
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07	産業用電気機械器具製造業	その他の機械	22		
	婦人、子供服			産業用電気機械器具			
	ワイシャツ、下着		民生用電気機械器具電球製造業	電子機器	23		
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		通信機械器具製造業	民生用電気機械器具、電球			
	その他の繊維製品			通信機械器具	24		
木材、木製品製造業	製材	08	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25		
	木製容器			鉄道車両			
	その他の木製品			自転車・オートバイ			
家具、装備品製造業	家具	09				船舶	
	建具					その他の輸送用機械器具	
	その他の家具・装備品		理化学機械器具等製造業	計量器、医療器械、理化学機械等			
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27		
	紙製容器		時計・同部品製造業	時計・同部品	28		
	その他のパルプ・紙製品			その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29	
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	事務用品					
	印刷	貴金属製品					
	製版、製本、その他の印刷物加工	楽器、レコード					
化学工業	化学肥料	12			装身具、装飾品		
	有機化学工業製品				プラスチック製品		
	化学繊維				その他の製造		
	油脂加工品、石けん、塗料等			米穀類			
	医薬品		野菜、果物				
	その他の化学工業		食肉				
石油製品製造業	石油精製	13	飲食料品卸売業	生鮮魚介そう	31		
	その他の石油製品			その他の農水畜産物			
石炭製品製造業	石炭製品	14		酒類			
ゴム製品製造業	ゴム製品	15		乾物			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号			
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31	飲食料品小売業	鮮魚	41			
	その他の飲食料品			野菜、果物				
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品	32		繊維物小売業		菓子、パン類	42	
	呉服、太物					米穀類		
	その他の織物			料理品		衣服、身の回り品小売業	その他飲食料品	43
	洋服類			呉服				
	寝具類		洋服地					
	靴、履物		寝具類	家具、建具、じゅう器小売業	男子既製服		44	
	かばん、袋物		男子注文服					
	下着類		婦人・子供服					
	小間物		靴					
建築材料卸売業	木材、竹材	33	家具、建具、じゅう器小売業	履物	45			
	セメント			洋品雑貨				
	板ガラス			小間物				
	その他の建築材料			その他の衣服・身の回り品				
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34		家具、建具、じゅう器小売業		家具、建具	46	
	荒物		金物					
	陶磁器・ガラス器		荒物					
	その他のじゅう器		陶磁器、ガラス器					
医薬品、化粧品、卸売業	医薬品	35	医薬品、化粧品、小売業		家庭用電気機械器具	47		
	化粧品			その他のじゅう器				
機械器具卸売業	一般機械器具	36		百貨店	医薬品		48	
	自動車・同部品				化粧品			
	輸送用機械器具			百貨店	百貨店		49	
	精密機械器具		各種商品小売					
	電気・通信機械器具							
鉱物、金属材料、卸売業	石炭	37	趣味、娯楽用品等小売業	スポーツ用品	50			
	石油			がん具、娯楽用品				
	鉱物			楽器、レコード				
	鉄鋼			貴金属製品、宝石				
	非鉄金属			その他の趣味・娯楽用品等				
貿易業	貿易	38	その他の小売業	燃料	51			
	輸出			書籍、雑誌				
	輸入			文房具、紙				
その他の卸売業	紙、紙製品	39		その他の小売業		中古品	52	
	再生資源					農機具		
	家庭用金物					写真機、写真材料		
	建築用金物					時計、眼鏡		
	薪炭類					自動車、自転車		
	肥料			土産物		総合建設業	その他の小売	53
	文房具			一般土木建築工事				
	がん具、娯楽用品		土木工事					
	貴金属製品、宝石		建築工事					
飲食料品小売業	各種食料品	41	職別建設業	木造建築工事	54			
	酒			職別土木建築工事				
	食肉			電気・通信工事				

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
職別建設業	管工事	52	料理・飲食店業	料亭	78
	その他の設備工事			日本料理	
鉄道業	鉄道	61		大衆酒場、小料理	
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62		外国料理	
	ハイヤー、タクシー			すし	
道路貨物運送業	貨物自動車	63		そば、うどん	
	その他の道路貨物運送			バー	
水運業	水運	64		キャバレー	
倉庫業	倉庫	65		喫茶	
放送・電信・電話業	放送	66		その他の飲食	
	電信・電話		旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
電気供給業	電気供給	67		ラブホテル、モーテル	
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68		ホテル、普通旅館	
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸	69		その他の旅館	
	運輸附帯サービス		農林業	農業	81
	水道			林業	
対個人サービス業	洗濯	71	漁業、水産養殖業	漁業	82
	洗い張り、染物		金属鉱業		83
	写真		石炭鉱業		84
	理髪		原油・天然ガス鉱業		85
	美容		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	浴場			その他の非金属鉱業	
	ソーブランド		銀行・信託業	銀行	87
	駐車場			信用金庫	
	保育所、老人ホーム			信用組合	
	その他の対個人サービス			農業協同組合	
	漁業協同組合				
対事業所サービス業	広告	72	その他の金融業	質屋	88
	物品賃貸			貸金	
	情報サービス、興信所			その他の金融	
	その他の対事業所サービス				
映画業	映画館	73	証券、商品取引業	証券、商品取引	89
	映画サービス				
娯楽業	パチンコ	74	保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
	ゴルフ場		不動産業	建売、土地売買	91
	運動施設			不動産代理仲介	
	その他の娯楽			その他の不動産	
その他のサービス業	土木建築サービス	75	その他の産業	教育	99
	医療保健			分類不能	
	医療関連サービス				
	廃棄物処理				
	その他のサービス				
自動車修理業	自動車修理	76			
その他の修理業	機械修理	77			
	電気機械修理				
	その他の修理				

4 租特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税特別措置法の条項」欄について

税制改正により、「法人税関係特別措置」について、租税特別措置法の条項番号が改正された場合であっても、その「法人税関係特別措置」の区分番号に変更がないときは、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特別措置法(以下「新措置法」といいます。)の条項番号のみを掲載することとされています(※参照)。

適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)の条項番号は掲載されていませんが、旧措置法の条項により「法人税関係特別措置」の適用を受けようとする場合であっても、適用額明細書の提出は必要ですのでご注意ください。この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、新措置法の条項番号を記載してください。

(注) 従来、「法人税関係特別措置」の租税特別措置法の条項番号が改正された場合の「租税特別措置法の条項」欄については、改正前後の租税特別措置法の条項番号が併記されていましたが、平成27年度税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、新措置法の条項番号のみを掲載することとされました。

ただし、①廃止された法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号及び②経過措置として「なおその効力を有する」と規定されている法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号については、引き続き掲載されています。

※ 【適用額明細書コード表の掲載方法変更例】

- 区分番号「00287」(措置名：エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却)

＜平成28年度税制改正の内容＞

旧措置法の条項：「第42条の5第1項第1号三」

新措置法の条項：「第42条の5第1項第2号」

従来の掲載		平成28年度の掲載	
租税特別措置法の条項	区分番号	租税特別措置法の条項	区分番号
第42条の5第1項第2号 <u>又は</u> <u>平成28年旧措置法第42条の5</u> <u>第1項第1号二</u> (償却費)	00287	第42条の5第1項第2号 (償却費)	00287